

3月27日（第8号）最終日

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番 玉城 勇議員、14番 金城好春議員を指名します。

日程第2． 議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第2． 議長諸般の報告をいたします。各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書が提出されておりますので、お手元に配付してあります。次に、議員辞職に伴う選挙第2号 東部消防組合議会議員選挙についても後刻議題といたします。決議第2号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり議題とすることにします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第3． 議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第3． 議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん おはようございます。総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では9日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、14日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部からの説明の中で、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を労働基準法第37条の規定に改めたと説明がありました。委員からは、勤務時間数が減ったことにより町職員の平均時給はどうか。また、臨時職員への影響はどうかという質疑がありました。執行部からは、時給は上がるが月例給が上がるものではないこと。本務職員が対象なので臨時職員には反映されないと回答がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第2号 南風原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4． 議案第3号 南風原町税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第4． 議案第3号 南風原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第3号 南風原町税条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を

3月27日（第8号）最終日

行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では9日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、14日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第3号 南風原町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5．議案第4号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5．議案第4号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第4号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では8日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、14日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第4号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6．議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では8日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、14日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありません

3月27日（第8号）最終日

でした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第5号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

休憩します。

休憩（午前10時11分）

再開（午前10時12分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第7．議案第6号 南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例

○議長 宮城清政君 日程第7．議案第6号 南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第6号 南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では8日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、14日にまとめと採決を行いました。審査の過程における質疑の中で主なものを申し上げます。本条例の前文に記されている沖縄戦で手話を使ったろう者の体験談を盛り込んだ部分については、本町独自の内容であることがわかりました。この部分が盛り込まれた経緯として、町内在住の聴覚障害者からの要望があり、文化センターの資料から引用したと説明がありました。また、本委員会は、平成26年第3回定例会において、沖縄県聴覚障害者協会からの提出のあった陳情、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書を採択し、手話言語法制定を求める意見書も可決された経緯を確認いたしました。以上の経過を踏まえ、同条例と以前可決した意見書の趣旨が合致していることを確認しました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第6号 南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8．議案第7号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

3月27日（第8号）最終日

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第7号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第7号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では8日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、14日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部との質疑について申し上げます。本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に、被用者保険等保険者を代表する委員を1人追加する理由を問う質疑がありました。執行部からは、本町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において、平成30年度内に国民健康保険税の税率改正を協議する重要案件があり、幅広い観点から協議していく必要があることから、被用者保険等保険者を代表とする委員を1人追加すると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第7号 南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第8号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第9. 議案第8号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第8号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では8日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、14日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第8号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第9号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第9号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一

3月27日（第8号）最終日

部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第9号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では8日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、14日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第9号 南風原町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第10号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第10号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第10号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では3月8日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。そして3月13日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第10号 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第12号 平成30年度南風原町一般会計予算

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第12号 平成30年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第12号 平成30年度南風原町一般会計予算 審査の経過 本案は、3月5日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されました。当委員会では3月8日、9日に関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い審査いたしました。審査の日程について、3月

3月27日（第8号）最終日

8日に民生部国保年金課・保健福祉課・こども課、総務部住民環境課。3月9日に総務部税務課・総務課・企画財政課を審査しました。14日午前中に連合審査会を行い、経済教育常任委員会から留意事項が1点と報告があり、当委員会からは留意事項なしと報告しました。同日午後に連合審査会で審査した内容について、まとめと採決を行い、留意事項を1点付しました。経済教育常任委員会から付された1点の留意事項について、当委員会としても異論がなく、全委員の同意により留意事項として付することに決定し、議案第12号平成30年度南風原町一般会計予算について、総務民生常任委員会の審査を終えました。討論に入り、討論はありませんでした。採決の結果は、留意事項1点付して全会一致により可決いたしました。

留意事項を読み上げます。経済建設部まちづくり振興課。予算書116ページ、歳出8款、土木費、4項、都市計画費、1目、都市計画費、13節、委託料、地区計画策定委託業務500万円。南風原町南IC周辺地区計画策定委託業務について。南風原南IC周辺は第五次南風原町総合計画で新規産業集積ゾーンとなっている。計画策定に向けてはゾーンング（土地利用構想）をはっきり持ち丁寧に進めること。

次に報告事項を3点申し上げます。1、住民環境課について。予算書99ページ、歳出4款、衛生費、2項、清掃費、1目、塵芥し尿処理費、11節、需用費、印刷製本費2,015万7,000円。平成30年6月から指定ごみ袋の価格、手数料が変わることについて質疑がありました。委員からは、指定ごみ袋の価格が増額した理由及びU字型ごみ袋の導入時期等を町民に周知徹底するよう、さまざまな機会、媒体を通して丁寧に説明してほしいと意見がありました。2番目、保健福祉課について。予算書83ページ、歳出3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、心身障害者福祉費、20節、扶助費、重度心身障害者（児）医療費助成金5,324万7,000円。沖縄県がことし8月をめどに重度心身障害者（児）医療費助成を自動償還方式の導入に向けて取り組んでいることから、本町もシステム改修等の予算を計上し対応していくと説明がありました。また、こども医療費助成に続いて、重度心身障害者（児）医療費助成と母子父子家庭医療費助成についても現物給付ができるように県との調整に継続して取り組んでいく方針と説明がありました。委員からは、早期に実現してほしいと意見がありました。3、経済建設部まちづくり振興課について。予算書110ページ、歳出7款、商工費、1項、商工費、1目、商工振興費、19節、負担金補助及び交付金、住宅リフォーム支援事業補助金200万円。これまで同補助金は経済の活性化や雇用の安定化を目的として行ってきたが、景気が回復してきたため緊急経済対策としては終了すると説明がありました。平成30年度はバリアフリー化や省エネ、耐久性の向上を補助対象とすると説明がありました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第12号平成30年度南風原町一般会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は留意事項を付しての可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第13号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第13. 議案第13号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第13号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では8日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、14日にまとめと採決を行いました。委員会における審査の中で主なものを2点報告します。1点目は、予算書2ページ、歳入

3月27日（第8号）最終日

1 款. 国民健康保険税、1 項. 国民健康保険税 7 億 8,356 万 1,000 円。本町国保財政における国保事業費納付金及び保険料率の計算過程を配付資料 1 の②を用いて説明がありました。大まかな計算段階での本町国保加入者の所得に対する国保税負担率は 13.3% であり、県内の平均は 14 から 15% だと説明がありました。本町国保財政の収支不足分を補うために税率改正を要するが、一度に税率改正すると被保険者の負担増が著しくなるので、平成 30 年度は税率改正は行わず平成 31 年度以降に 2 段階の改正を予定していると説明がありました。続いて 2 点目に、予算書 42 ページ、歳出 6 款. 健康事業費、1 項. 特定健康診査等事業費、1 目. 特定健康診査等事業費、13 節. 委託料 2,299 万円。資料 2 を用いて特定健康受診率向上対策として、沖縄県医師会から提案のあった T ポイントを活用した健康医療受診の取り組み案を 2 町 1 市、豊見城市・南城市・本町で実証事業を行う新規事業と説明がありました。健診受診時のポイント付与について 300 ポイントを検討しており、これは 6 万円購入時に相当するポイントとなる説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 13 号 平成 30 年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 14 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第 14. 議案第 14 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 14 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 審査の経過 本案は、3 月 6 日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では 8 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い、14 日にまとめと採決を行いました。本会議で宮城寛諄議員から質疑のありました、沖縄県後期高齢者医療広域連合の職員体制について回答がありました。広域連合は各市町村から派遣された職員が 27 人で構成されていると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第 14 号 平成 30 年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 15. 議案第 15 号 平成 30 年度南風原町下水道事業特別会計予算

3月27日（第8号）最終日

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第15号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第15号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では3月9日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。3月13日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第15号 平成30年度南風原町下水道事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第16号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第16号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第16号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では3月9日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。平成30年度は保留地3区画の処分を予定しており、その保留地処分金を事業費に充てるため基金へ積み立てる予定であると説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして3月13日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第16号 平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第17号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算

○議長 宮城清政君 日程第17. 議案第17号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

3月27日（第8号）最終日

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第17号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では3月9日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。神里地区汚水処理施設の太陽光パネル設置前の平成24年度と設置後の平成28年度では使用電力が21.8%減、使用料金は18.5%減になると説明がありました。委員からは、汚水処理施設機能強化対策事業の予算が減となっている理由は何かと質疑がありました。それに対し、平成29年度より県の補助を受け事業を行う予定としていたが、県の予算配分を他地区に優先するとの協議の結果、平成31年度以降に再度予算化すると回答がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして3月13日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第17号 平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第18号 町道の路線の廃止について

○議長 宮城清政君 日程第18. 議案第18号 町道の路線の廃止についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第18号 町道の路線の廃止について 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では3月8日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。そして3月13日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第18号 町道の路線の廃止についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19. 議案第19号 町道の路線の変更について

○議長 宮城清政君 日程第19. 議案第19号 町道の路線の変更についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第19号 町道の路線の変更について

3月27日（第8号）最終日

ついて 審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では3月8日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。3月13日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第19号 町道の路線の変更についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20. 議案第20号 団体営山川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更について

○議長 宮城清政君 日程第20. 議案第20号 団体営山川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第20号 団体営山川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更についてであります。審査の経過 本案は、3月2日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では3月8日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。事業費が6,400万円の減となっている内訳として、当初、補助対象となると予定し計上していた太陽光発電施設が対象とならなかったため2,500万円の減、受益者と調整を行い給水栓の更新等がなくなったため1,900万円の減、現場技術業務委託費用、職員が行ったこと等で2,000万円の減となる説明がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして3月13日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありませんでした。採決、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第20号 団体営山川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画変更についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21. 選挙第2号 東部消防組合の議会議員選挙

○議長 宮城清政君 日程第21. 選挙第2号 東部消防組合の議会議員選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議長が指名推選することに決定

3月27日（第8号）最終日

いたしました。それでは、東部消防組合議会議員に大城 毅議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を東部消防組合議会議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員が東部消防組合議会議員に当選されました。議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知をします。一言、あと半年間の思いを。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 皆様おはようございます。ただいま皆様の推挙をいただきまして、東部消防組合議会に派遣されることになりました大城 毅でございます。以前にも東部消防組合の議会にお世話になったことがございます。残された任期はたくさんはないんですけれども、それでも町民の生命、身体、財産を守る最前線の消防行政において議会の果たす役割は大きなものがあると思っておりますので、皆様のご協力をいただきまして、その責務を果たしていくように頑張りますのでご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

日程第22. 陳情第19号 南風原町法人保育園園長会からの陳情書

○議長 宮城清政君 日程第22. 陳情第19号 南風原町法人保育園園長会からの陳情書についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第19号 南風原町法人保育園園長会からの陳情書 審査の経過 本案は、3月2日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では15日に委員会を開き、陳情団体である南風原町法人保育園園長会から2人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け質疑応答を行いました。質疑応答を通して、子供たちのよりよい育ちと子育て家庭が安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを求める陳情4項目の趣旨を確認いたしました。その後、委員会で審査を行い、採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、全会一致による採択であります。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第19号 南風原町法人保育園園長会からの陳情書についてを採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第23. 決議第2号 閉会中の議員派遣について

○議長 宮城清政君 日程第23. 決議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

休憩します。

休憩（午前10時59分）

再開（午前11時00分）

○議長 宮城清政君 再開します。

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議

3月27日（第8号）最終日

長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 本定例会を閉会するに当たり一言ご挨拶を申し上げます。3月2日から本日まで、本会議8日、現場調査1日、委員会7日と26日間の長丁場でございました。条例9件、新年度予算6件、補正予算6件、外選挙1件、議案5件、人事案件4件、陳情1件と本会議並びに委員会審査をしていただきました議員の皆様、慎重審議お疲れさまでございました。また、本会議及び委員会での説明や資料提供など、執行部の皆様のおかげをもちまして滞りなく定例会を終えることができましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

次に、定年を迎えます経済建設部長の金城敬宝部長、大変長い間ご苦労さまでございました。永年のお疲れを癒やし、後を継いだ後輩たちを見守っていただきたいと思います。閉会后、ささやかではございますがセレモニーを予定しておりますので、そのときに一言いただきたいと思います。以上で本定例会を閉会するに当たっての議長の挨拶といたします。

○議長 宮城清政君 以上で本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。これにて平成30年第1回南風原町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

閉会（午前11時01分）